

第4章 心地よい生活空間の創生

第1節 豊かな住生活の実現

1 住生活基本計画（全国計画）の推進

本格的な少子高齢社会の到来等、社会情勢の変化に伴い、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するため、住生活基本計画（全国計画）（平成18年9月）に基づき、①良質な住宅ストックの形成及び将来世代への承継、②良好な居住環境の形成、③多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備、④住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保という4つの目標の達成に向け、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策（既存住宅・リフォーム市場の活性化の詳細は第1節2. 参照）を推進している。

なお、少子・高齢化社会の一層の進展、人口・世帯数の減少、厳しい雇用・所得環境等の社会経済情勢の変化や、住生活を支えるサービスに対するニーズ等を踏まえ、23年3月には、23年度から32年度を計画年度とする新たな住生活基本計画（全国計画）を閣議決定した。

(1) 良質な住宅ストックの形成と将来世代への承継

①住宅の長寿命化への取組み

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、住宅を長期にわたり良好な状態で使用し続けることができるよう、その構造や設備について、一定以上の耐久性、維持管理容易性等の性能を備えた住宅（「長期優良住宅」）の普及を図っている（平成22年度認定戸数：103,671戸）。このほか、ストック型社会における住宅のあり方について、民間等の優れた提案を公募・採択し、長期優良住宅等の普及啓発に寄与する事業に対し支援を行う「長期優良住宅先導事業」（22年度採択件数：108件）等を実施している。

②マンション管理の適正化と改修・建替えの円滑化

マンションのストック戸数は約571万戸（平成22年末現在）に達し、国民の重要な居住形態となっているが、適切な維持管理を行っていく上での様々な課題や老朽マンションの増加等への対応が必要となっている。

22年度は、マンションの維持管理・再生について、ソフト面やハード面のあり方を見直す管理組合等を対象に支援するとともに、地域レベルの相談体制の整備等を推進する「マンション等安心居住推進事業」を実施している。

さらに、老朽マンションについては、その改修及び建替えを円滑に行うため、補助、融資、税制措置等の活用促進を図るとともに、都市再生の推進や老朽化建築物の建替えを促進する観点から、「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」に基づく建替組合設立等の認可の要件緩和を行った。なお、同法を活用したマンション建替事業の認可実績は、全国で53件となっている（22年10月1日現在）。

(2) 多様な居住ニーズが実現される住宅市場の環境整備

①住宅の品質確保

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、新築住宅の基本構造部分に係る10年間の瑕疵担保責任を義務付けるとともに、新築住宅及び既存住宅に対し、耐震性、省エネ対策、シックハウス対策等、住宅の基本的な性能を客観的に評価し、表示する住宅性能表示制度を実施している。平成22年度の実績は、設計図書段階で評価した設計住宅性能評価書の交付が193,581戸、現場検査を経て評価した建設住宅性能評価書（新築住宅）の交付が154,511戸、建設住宅性能評価書（既存住宅）の交付が363戸となっている。

建設住宅性能評価を受けた住宅に係る紛争については、指定住宅紛争処理機関である全国各地の弁護士会が裁判によらず迅速かつ適正な処理を図ることとしており、住宅紛争処理支援センターがその支援業務を行っている。同センターは、住宅に関する様々な相談も受け付けている。22年度の実績は、指定住宅紛争処理機関における紛争処理の申請受付件数23件、住宅紛争処理支援センターの相談受付件数は20,075件となっている。

②住宅金融

民間金融機関による相対的に低利な長期・固定金利住宅ローンの供給を支援するため、（独）住宅金融支援機構では証券化支援業務を行っている。当業務には、民間金融機関の住宅ローン債権を集約し証券化するフラット35（買取型）と民間金融機関自らがオリジネーターとなって行う証券化を支援するフラット35（保証型）があり、フラット35（買取型）における平成23年3月末までの実績は、買取申請件数487,134件、買取件数333,487件で、336の金融機関が参加している。また、フラット35（保証型）における23年3月末までの実績は、付保申請件数18,502件、付保件数11,525件で、4の金融機関が参加している。

証券化支援業務の対象となる住宅については、耐久性等の技術基準を定め、物件検査を行うことで住宅の質の確保を図るとともに、証券化支援業務の枠組みを活用し、耐震性、省エネルギー性、バリアフリー性及び耐久性・可変性の4つの性能のうち、いずれかの基準を満たした住宅の取得に係る当初10年間（長期優良住宅等については当初20年間）の融資金利を引き下げる優良住宅取得支援制度（フラット35S）を実施している。なお、22年2月に「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において、フラット35Sの当初10年間の金利引下げ幅を同年12月末までの取得に対し0.3%から1.0%に拡大する等の対策を実施し、22年9月には「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において、金利引下げ幅拡大の適用期間を1年延長（23年12月30日まで）した。なお、その後、申込が早期に予算枠に達する見込みとなったため、適用期間を23年9月30日までに短縮している。

一方、同機構の直接融資業務は、災害対応、密集市街地建替、子育て世帯・高齢者向け賃貸住宅等、政策的に重要でかつ民間金融機関では対応が困難な分野に限定して実施している。東日本大震災への対応については、震災発生の翌日に災害専用ダイヤルを開設し、被災者からの相談に的確に対応した。また、被害状況等の迅速な情報収集を行うとともに、災害復興住宅融資の円滑な実施に向けて、金融機関や地方公共団体との連携体制を構築した。

③住宅税制

(ア) サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制

高齢者が安心して暮らすことができる住まいの確保に向け、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を創設し、その供給促進のため、平成23年度税制改正において、所得税、法人税、不動産取得税及び

固定資産税について、特例措置を講ずることとしている。

(イ) 住宅リフォームに係る投資型減税の延長及び見直し

既存住宅の改修を促進し、高齢化社会への対応、省エネルギー性能の向上等を推進するとともに、良質な住宅ストックを将来世代へ承継することを図るため、適用期限を2年延長するとともに、住宅のリフォーム工事（バリアフリー・省エネ）をした場合の税額控除について、バリアフリー改修工事については税額控除額の上限額を減額、省エネ改修工事については省エネ改修費用の額について補助金の額を控除した後の金額とする、といった見直しを行うこととしている。

④ 賃貸住宅市場の整備

賃貸住宅市場においては、戸建て住宅、マンション等の持家ストックの賃貸化等を通じたストックの質の向上を図るため、定期借家制度の普及、サブリース事業^{注1}の適正化等の環境整備に取り組んでいる。

⑤ 街なか居住の推進

少子高齢化の進展に伴って、高齢者や子育て世帯等を中心に歩いて暮らせるまちづくりが求められるとともに、中心市街地の空洞化が進む中、街なか居住の推進によるにぎわいの再生が必要となっている。このため、ゆとりある生活を実現し、職と住が近接した都市構造の形成、居住機能を含む多様な都市機能が複合した魅力ある市街地への更新を図る必要があることから、総合設計制度（平成21年3月末現在3,211件）、高層住居誘導地区（22年3月末現在2地区）、用途別容積型地区計画（22年3月末現在34地区）、「中心市街地の活性化に関する法律」に基づく中心市街地共同住宅供給事業等により、都心部や中心市街地における住宅供給を誘導・促進し、街なか居住を推進している。

⑥ 木造住宅の振興

国民の約8割が木造住宅を志向する^{注2}など、国民の木造住宅に対するニーズを踏まえ、良質な木造住宅ストックの形成を図るため、その主要な担い手である中小工務店等による木造の長期優良住宅の建設に対する支援を行っているほか、木造住宅の建設等に係る人材育成に対する支援を行っている。

(3) 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

① 公的賃貸住宅等の供給

高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯を対象とした良質な賃貸住宅の供給を促進するため、公営住宅を補完する制度として地域優良賃貸住宅制度を位置付け、公的賃貸住宅等の整備等に要する費用に対する助成や家賃の減額のための助成を行っている。

また、解雇等により住居の退去を余儀なくされる者に対する住宅セーフティネットを確保するため、全国のハローワークと連携の下、離職者が利用可能な公営住宅や都市再生機構賃貸住宅等の関連情報の一元的提供を行うワンストップサービスの推進や社会資本整備総合交付金を活用した家賃助成等の取組みの推進等離職者の居住安定確保に向けた対策を講じている。

注1 賃貸住宅管理会社が建物所有者（家主）等から建物を転貸目的で賃借し、自ら転貸人となって転借人に賃貸する事業
注2 内閣府「森林と生活に関する世論調査」（平成19年）

図表 II-4-1-1 公的賃貸住宅等の趣旨と実績

	趣 旨	管理戸数
公営住宅	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で良質な賃貸住宅を供給	約218万戸（平成21年度）
改良住宅	不良住宅地区の住環境改善等に伴い、住宅に困窮する従前居住者向けの公的賃貸住宅を供給	約16万戸（平成21年度）
都市再生機構賃貸住宅	大都市地域において、住宅市街地の整備と併せ、民間事業者による十分な供給が困難なファミリー向け賃貸住宅等を中心として、職住が近接した良質な賃貸住宅を供給（なお、平成14年度より民間事業者によるファミリー向け賃貸住宅等の供給を支援する民間供給支援型賃貸住宅制度を実施）	約76万戸（平成22年度）
公社賃貸住宅	地域の賃貸住宅の需要状況に応じ、良質な賃貸住宅を供給	約19万戸（平成22年度）
地域優良賃貸住宅	民間の土地所有者等に対し、整備費等及び家賃減額のための助成を行い、高齢者世帯、子育て世帯等を対象とした良質な賃貸住宅を供給	・特定優良賃貸住宅 約15万戸（平成21年度） ・高齢者向け優良賃貸住宅 約3.5万戸（平成21年度）

(注) 1 都市再生機構が管理する賃貸住宅戸数には、高齢者向け優良賃貸住宅を含む。
2 公社賃貸住宅の管理戸数には、特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅を含まない。
3 平成19年度に、特定優良賃貸住宅制度と高齢者向け優良賃貸住宅制度を再編して、地域優良賃貸住宅制度を創設した。
資料) 国土交通省

② 民間賃貸住宅の活用

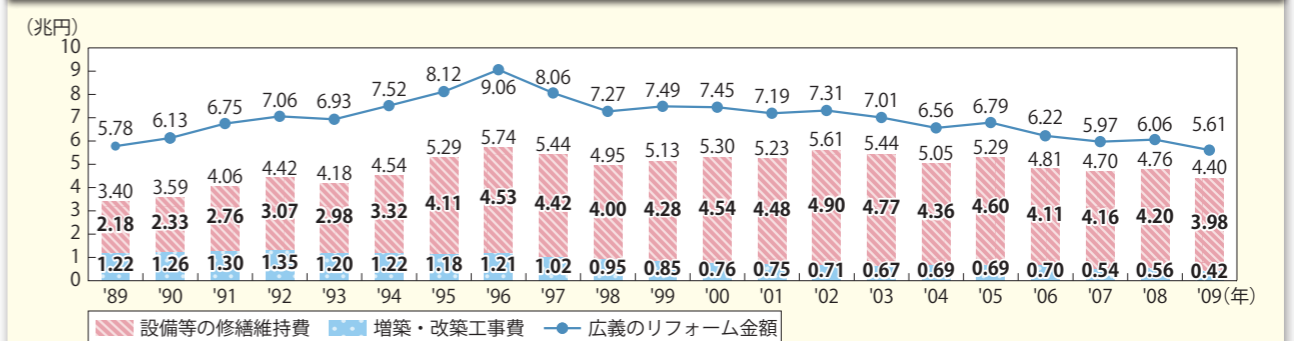
民間賃貸住宅のセーフティネット機能の向上を図る観点から、あんしん賃貸支援事業により、地方公共団体、NPO・社会福祉法人、関係団体等と連携しながら、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯等の入居を受け入れる民間賃貸住宅の情報を提供し、様々な居住支援を行うことにより、入居の円滑化と安心できる賃貸借関係の構築の支援に取り組んだ。

また、平成23年度においては、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等により構成される居住支援協議会を通じ、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯等が民間賃貸住宅に円滑に入居することができるようにするため、住宅の情報提供等居住支援を行うこととしている。

2 既存住宅・リフォーム市場の活性化

我が国の既存住宅・リフォーム市場規模をみると、リフォーム市場については年間約6兆円と推計されており、住宅投資に占める割合（2008年（平成20年））をみると、欧米諸国が約50～80%であるのに比べ、我が国は約30%にとどまっている。既存住宅の流通については年間約17万戸であり、住宅流通全体に占める割合は、欧米諸国が70%前後であるのに比べ、約13.5%にとどまっている。

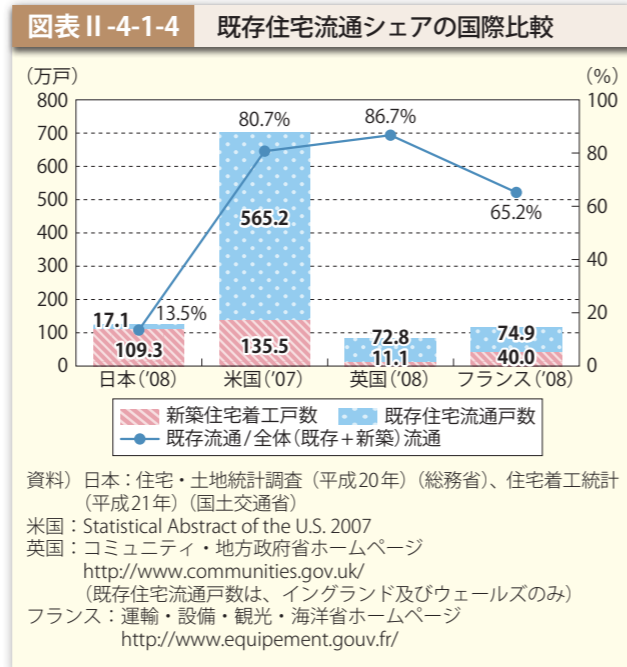
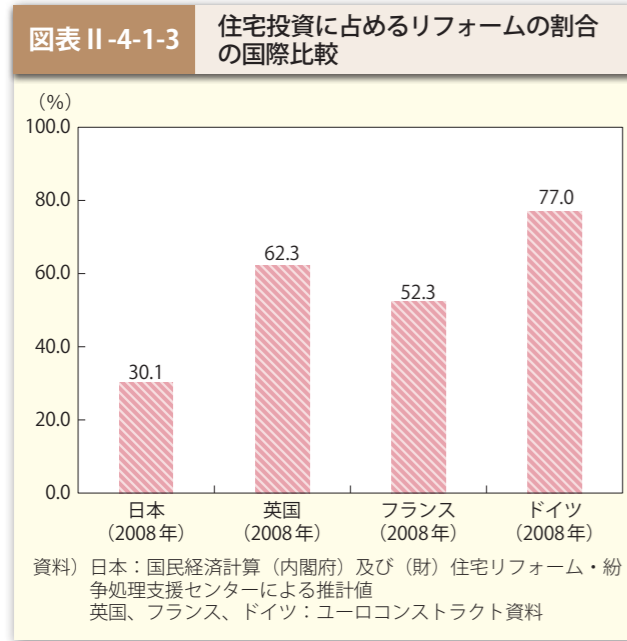
図表 II-4-1-2 住宅リフォーム市場規模の推移（推計）



(注) 1 「広義のリフォーム金額」とは、住宅着工統計上「新設住宅」に計上される増築・改築工事と、エアコンや家具等のリフォームに関連する耐久消費財、インテリア商品等の購入費を含めた金額を言う。
2 本市場規模は、「建築着工統計年報」（国土交通省）、「家計調査年報」（総務省）、「全国人口・世帯数・人口動態表」（総務省）等により、(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターが推計したものである。

政府の「新成長戦略」では、ストック重視の住宅政策への転換を図ることとし、2020年（平成32

年)までに「中古住宅流通市場・リフォーム市場の規模を20兆円まで倍増」させるという目標を定め、既存ストックの有効活用のための施策の充実を図っている。

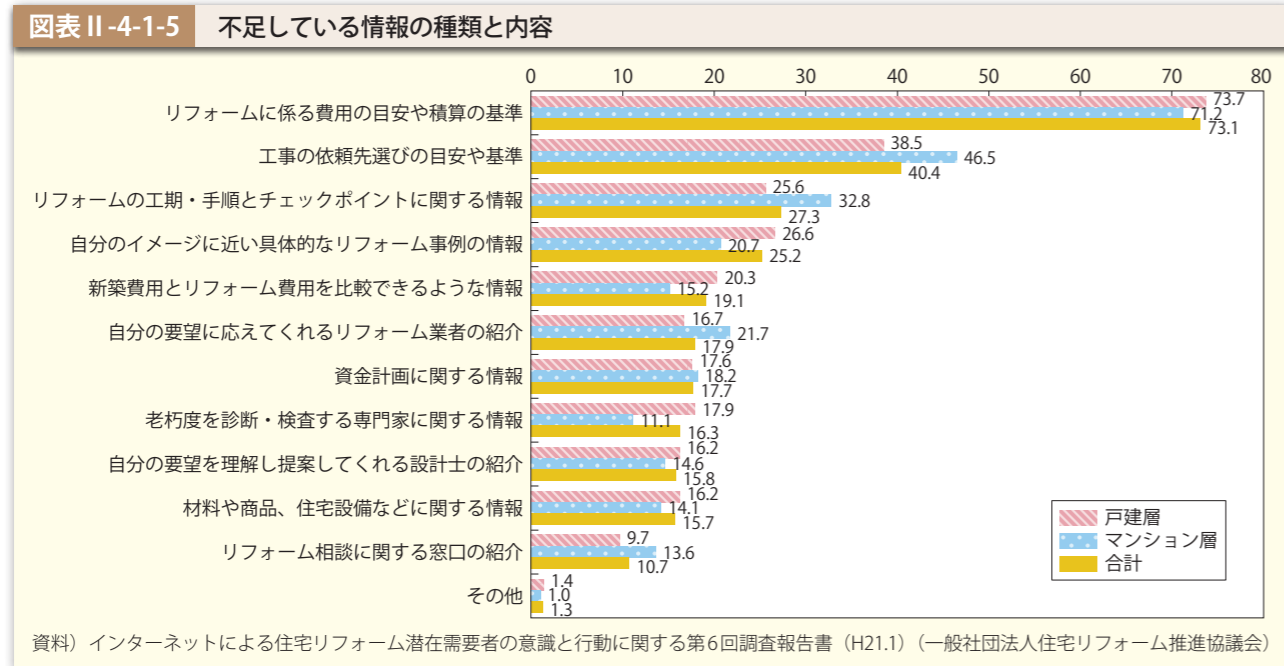


(1) 消費者が安心してリフォームができる市場環境の整備

①消費者の相談体制の整備

住宅リフォームを検討する消費者は、費用や事業者選びに関して不安を有しており、これを取り除くことが住宅リフォーム市場の拡大には必要である。

このため、具体的な見積書についての相談を行う「リフォーム無料見積チェック制度」や各地の弁護士会における「無料専門家相談制度」の創設、相談員の拡充等による電話相談体制の強化等の取り組みを進めている。平成22年度はリフォーム見積チェックが351件、リフォーム工事に関する無料専門家相談が420件（23年3月末現在）となっている。



②リフォームかし保険の創設等

消費者が安心してリフォームができるよう、施工中の検査と欠陥への保証がセットになったリフォームかし保険制度を平成22年3月に創設した。22年度の加入申込件数は11,104件（23年3月末現在）となっている。また、マンション大規模修繕工事を対象とした大規模修繕かし保険制度も21年12月に創設しており、22年度の加入申込件数は209棟（23年3月末現在）となっている。

なお、事業者が保険に加入するには、建設業許可の有無や実績等の条件を満たした上で、各住宅瑕疵担保責任保険法人に事業者登録をする必要があり、登録された事業者は一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページで公開されるため、消費者は事業者選びの参考とすることができる。

さらに、国土交通省では、住宅履歴情報の整備・普及を推進しているほか、インターネットを利用した消費者がアクセスしやすいリフォーム事業者の選択支援サイトの整備にも取り組んでいる。

(2) 消費者ニーズに対応した魅力あるリフォーム市場の整備

リフォーム市場を活性化するためには、多様な業種による魅力あるリフォーム市場の形成を図っていく必要がある。このため、ホームセンター、家電量販店、ドラッグストア、百貨店等と連携した消費者イベントを全国で91回実施し、6,099名（平成23年3月末現在）の参加者にリフォームの魅力や気を付けるべきポイントを直接説明した。

さらに、リフォーム工事の際、保険法人による検査を受け、リフォームかし保険に加入し、住宅の履歴情報を登録又は蓄積した場合に、検査等の費用やリフォーム工事費用に対して補助を行う既存住宅流通活性化等事業を実施した。

このほか、住宅エコポイント制度により、エコリフォーム（窓の断熱改修又は外壁、屋根・天井若しくは床の断熱改修）の推進等に取り組んでいる。

(3) 消費者が安心して既存住宅を取得できる市場環境の整備

既存住宅の取得を検討する消費者は、欠陥への不安を有していることから、専門の建築士による現場検査と欠陥への保証がセットになった既存住宅売買かし保険制度を平成21年12月に創設しており、22年度の加入申込件数は、2,663件（23年3月末現在）となっている。

なお、消費者は、リフォームかし保険と同様に登録事業者をホームページで検索し、事業者選びの参考とすることができる。

また、質の高い既存住宅を安心して売買できる市場環境整備のため、既存住宅の性能表示制度の普及や、不動産取引価格等の情報提供及びその内容の充実等を推進している。

(4) 消費者ニーズに対応した魅力ある既存住宅市場の整備

既存住宅の売買の際にも、既存住宅売買かし保険に加入し、住宅の履歴情報を登録又は蓄積した場合には、検査等の費用やリフォーム工事費用に対して補助を行う既存住宅流通活性化等事業を実施し、既存住宅市場を刺激するとともに、既存住宅売買かし保険や住宅履歴の周知普及を図った。

コラム 安心かつ魅力のある住宅リフォームを消費者にアピール

新築重視の住宅政策からストック重視の住宅政策への転換を促進させる上で、住宅リフォーム市場の活性化を図ることが重要です。

そのため、消費者が安心して適切なリフォームを実施できるようにするため、検査と保証がセットになった「リフォームかし保険」、「住まいるダイヤルにおけるリフォーム無料見積チェック」、「全国の弁護士会による無料専門家相談」等を平成22年4月より開始しています。

住まいるダイヤル



あわせて、安心かつ魅力ある住宅リフォームを多くの消費者に知ってもらうための普及啓発活動にも力を入れています。

近年、住宅リフォーム工事を依頼する際、従来からのリフォーム専門業者や大工、工務店等だけでなく、ホームセンターや家電量販店、百貨店、ドラッグストア等を通して住宅リフォームを実施する消費者が増えています。

これらの業種が強みとするのは集客力と独自の提案力です。例えば、ここに中小工務店の技術力が連携することによって、住宅リフォーム市場が、より消費者ニーズに対応した魅力的な市場に成長し、市場全体が活性化するものと考えられます。

そこで、安心して適切なリフォームを実施できる制度や住宅リフォームの魅力を直接、消費者に発信するため、各業態とも連携し、全都道府県で消費者向けに住宅リフォームイベントを開催しました。その中で、国土交通省の職員が、リフォームかし保険制度等を直接、消費者に紹介するとともに、プロの役者による悪質リフォームトラブル事例の寸劇を通して、リフォーム工事のトラブル防止を呼びかけるなど、消費者に対する普及啓発活動を行いました。

消費者向けイベントの様子



3 良好な宅地の供給及び活用

(1) 地価の動向

平成23年地価公示によると、22年1年間の地価は、全国的に依然として下落基調が続いたが、下落率は縮小し、上昇・横ばい地点も増加した。特に三大都市圏は、東京圏・大阪圏・名古屋圏いずれも、下落率は前回の半分以下に縮小している。地方圏も、小幅ながら下落率が縮小している。

また、「主要都市の高度利用地地価動向報告」(地価LOOKレポート)によると、平成22年を通じて、上昇・横ばい地点の増加が見られ、特に住宅系地区でこの傾向が顕著となっている。

(2) 宅地供給の現状と課題

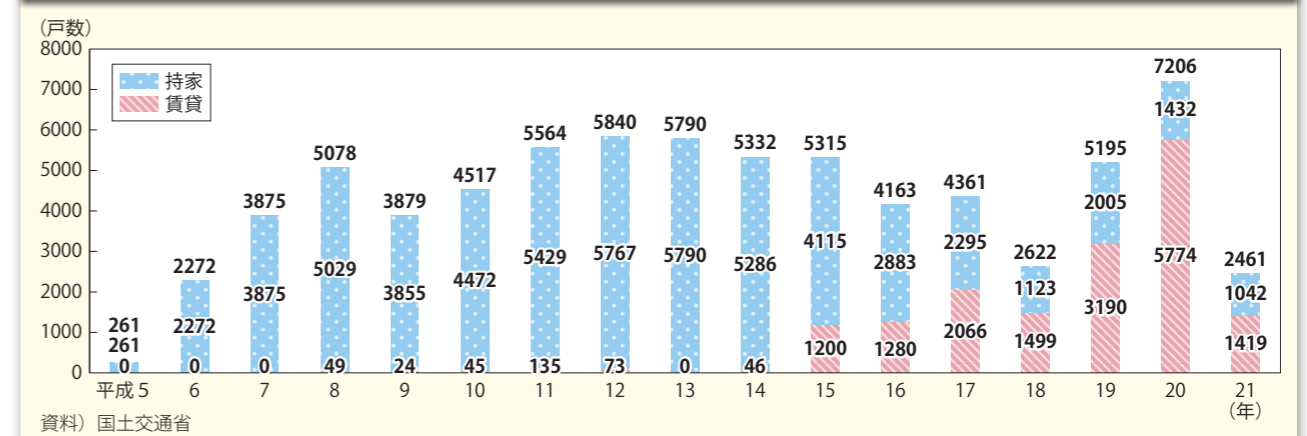
新規宅地の大量供給を促進する従来の施策を転換し、人口・世帯の動向を踏まえた宅地施策を推進している。具体的には、(独)都市再生機構のニュータウン事業では既に着手済みの事業のみを行っている。また、宅地開発に関連して必要となる公共施設の整備を支援するほか、税制の特例や農住組合制度^注等により、良好な居住環境を備えた宅地の供給を促進している。

(3) 定期借地権の活用

借地契約の更新が無く、定められた契約期間で確定的に借地契約が終了する定期借地権は、良好な住宅取得を低廉な負担で実現する上で有効な制度であり、定期借地権付住宅は、平成21年は供給戸数が減少したものの、21年末までに70,000戸以上が供給されている。

なお、同制度の円滑な普及に向けた条件整備として、保証金、権利金に次ぐ第三の一時金方式である前払賃料方式の税務上の取扱いの明確化等を行っている。

図表II-4-1-6 定期借地権付住宅供給の推移



(4) ニュータウンの再生

計画開発住宅市街地(ニュータウン)については、住宅や施設の老朽化、居住者の高齢化や小世帯化に伴って生じる機能更新等の課題に対応し、良好なストックとして引き続き活用する必要がある。ニュータウンの再生に資するよう、エリアマネジメントに関する情報提供を行うとともに、地方公共団体による取組みを関係省庁と連携して支援している。

注 市街化区域農地の所有者が、当面営農の継続を図りながら、その農地を円滑に住宅地等に転換するために設けられる。

第2節 快適な生活環境の実現

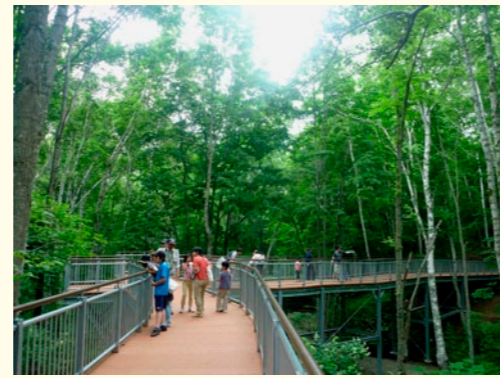
1 都市公園等の整備及び良好な都市環境の形成

(1) 都市公園等の整備状況と機能充実に向けた取り組み

都市公園等は、国民の多様なニーズに対応するための基幹的な施設であり、①避難地等となる防災公園の整備による安全・安心な都市づくり、②少子・高齢化に対応した安心・安全なコミュニティの拠点づくり、③循環型社会の構築、地球環境問題への対応に資する良好な自然的環境の保全・創出、④地域の個性を活かした観光振興や地域間の交流・連携のための拠点づくり等に重点を置き、国営公園、防災公園等の整備や古都及び緑地の保全を、効率的かつ計画的に実施している。

平成21年度末現在の都市公園等整備状況は、98,569箇所、116,667haとなっており、一人当たり都市公園等面積は約9.7m²となっている。また、国営公園については、21年度の年間利用者数が約3,385万人（国民の3.8人に1人）となっており、22年度は17箇所を整備及び維持管理を行っている。

滝野すずらん丘陵公園（北海道札幌市）



(2) 緑豊かな都市環境の形成

地球温暖化対策や生物多様性保全等の地球環境問題への適切な対応及び良好な自然的環境の保全と創出による緑豊かな都市環境の実現を目指し、市町村が策定する緑地の保全や緑化の推進に関する基本的な計画である「緑の基本計画」等に基づき、都市緑化及び緑地保全を推進している。また、緑豊かな都市公園の整備を推進するとともに、建築行為等の規制や土地の買入れにより樹林地等の保全を図る特別緑地保全地区や契約に基づき市民に緑地を公開する市民緑地制度等の活用により緑地の保全を図っている。さらに、社会資本整備総合交付金等により、これらの取り組みを総合的に支援するとともに、道路・河川等との事業間連携を進め、水と緑のネットワークの形成を図っているほか、緑化地域制度や緑化施設整備計画認定制度等の活用により、民有地の緑化を推進している。

なお、全国「みどりの愛護」のつどい等の普及啓発活動を実施するとともに、緑化を進める方々への各種表彰制度や、企業自らの緑化・緑地保全に対する取り組みを評価・認証するなど、様々な施策を展開して普及啓発を推進している。

2 歩行者・自転車優先の道づくりの推進

① 人優先の安全・安心な歩行空間の形成

通学路を主とした歩道等の整備を推進しており、この際、市街地など歩道等の整備が困難な地域においては、路肩のカラー舗装や防護柵設置等の簡易な方法を含めた安全・安心な歩行空間の創出に取り組んでいる。

② 安全・安心な自転車利用環境の整備

道路管理者と警察が連携し、全国98箇所の自転車通行環境整備モデル地区を指定し、自転車道や自転車専用通行帯等の整備を推進しており、モデル地区における整備効果や整備上の課題等について

調査、検証を実施している。

③ 質の高い歩行空間の形成

歩くことを通じた健康の増進や魅力ある地域づくりを支援するために、豊かな景観・自然、歴史的景物等を結ぶ質の高い歩行空間を形成するウォーキング・トレイル事業を推進している。

④ わかりやすい道案内の推進

地理に不案内な歩行者等に対して、目的地へのわかりやすい道案内手法の導入や各種情報提供手段の連携等による情報提供の充実に取り組んでいる。

⑤ 柔軟な道路管理制度の構築

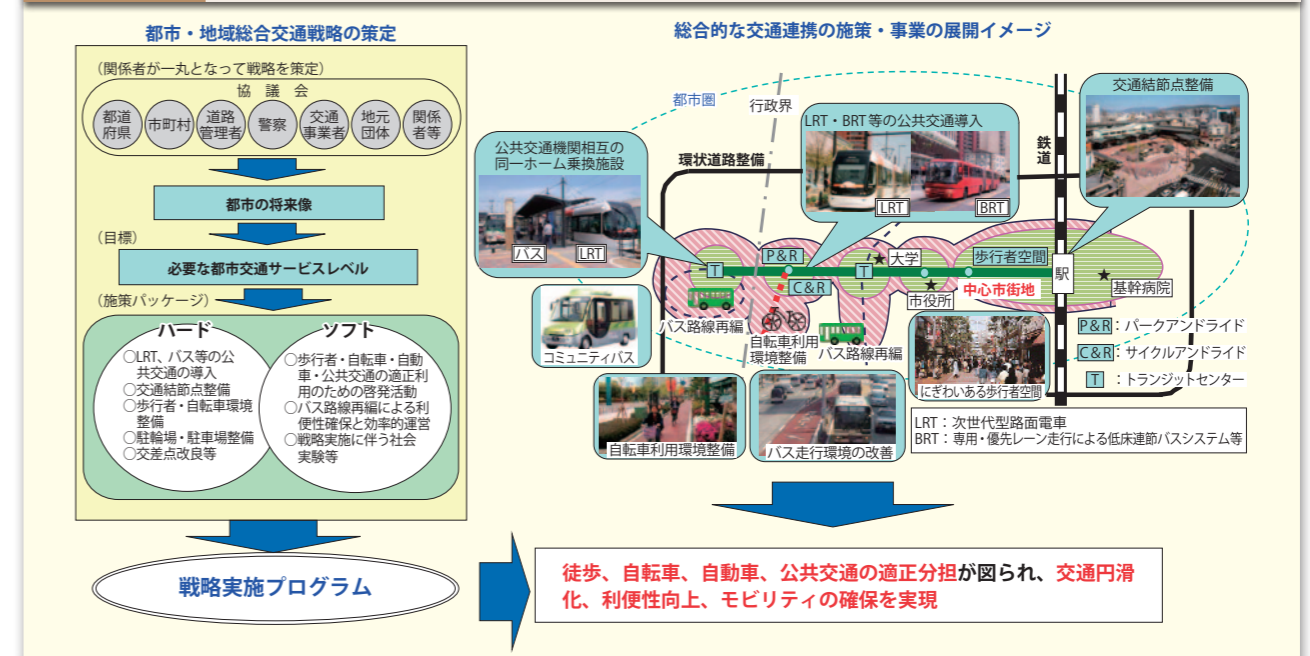
自動車交通の一層の円滑化と安全に加え、安全な歩行空間としての機能や地域のにぎわい・交流の場としての機能など道路が有する多様な機能を発揮し、沿道住民等のニーズに即した柔軟な道路管理ができるよう、(ア) 市町村による国道又は都道府県道の管理の特例（代行制度）、(イ) 市町村による歩行安全改築の要請制度、(ウ) NPO等が設置する並木、街灯等に係る道路占用の特例、(エ) 道路と沿道施設を一体的に管理するための道路外利便施設の管理の特例等を実施している。

第3節 利便性の高い交通の実現

(1) 都市・地域における総合交通戦略の推進

安全で円滑な交通が確保された集約型のまちづくりを実現するためには、自転車、鉄道、バス等の輸送モード別、事業者別ではなく、利用者の立場でモードを横断的にとらえる必要がある。このため、地方公共団体が公共交通事業者等の関係者からなる協議会を設立し、協議会において目指すべき都市・地域の将来像と提供すべき交通サービス等を明確にした上で、必要となる交通施策や実施プログラム等を内容とする「都市・地域総合交通戦略」を策定（平成23年1月現在65都市で策定・策定中）し、関係者がそれぞれの責任の下、施策・事業を実行する仕組みを構築することが必要である。国は、同戦略に基づき実施されるLRT等の整備等、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を支援することとしている。

図表II-4-3-1 都市・地域総合交通戦略の推進事例



(2) 渋滞緩和に向けたTDM等の推進

自動車交通の状況や道路交通の混雑を解決する処方せんは都市ごとに異なるものであるが、TDM^{注1}は都市の特性に応じて措置ができる施策であり、総合的かつ効果的なTDMの普及を推進している。

朝夕のラッシュ時等に発生している渋滞を緩和するために、道路ネットワークの整備、ボトルネックの解消等の交通容量拡大策に加え、バスロケーションシステムの導入等の公共交通機関の利用促進策や、パークアンドライド^{注2}、時差通勤等のTDM施策を実施している。また、地域によっては、バス路線マップや個別冊子を住民に配布することで、自動車の使い方の見直しを促し、公共交通を有効に使うモビリティマネジメント^{注3}を実施している。

(3) 公共交通の活性化に向けた取組み

地域公共交通を巡る情勢は厳しさを増していることを踏まえ、地域公共交通活性化・再生法を活用し、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む協議会に対し、パッケージで一括支援する「地域公共交通活性化・再生総合事業」を拡充することにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを積極的に支援している。

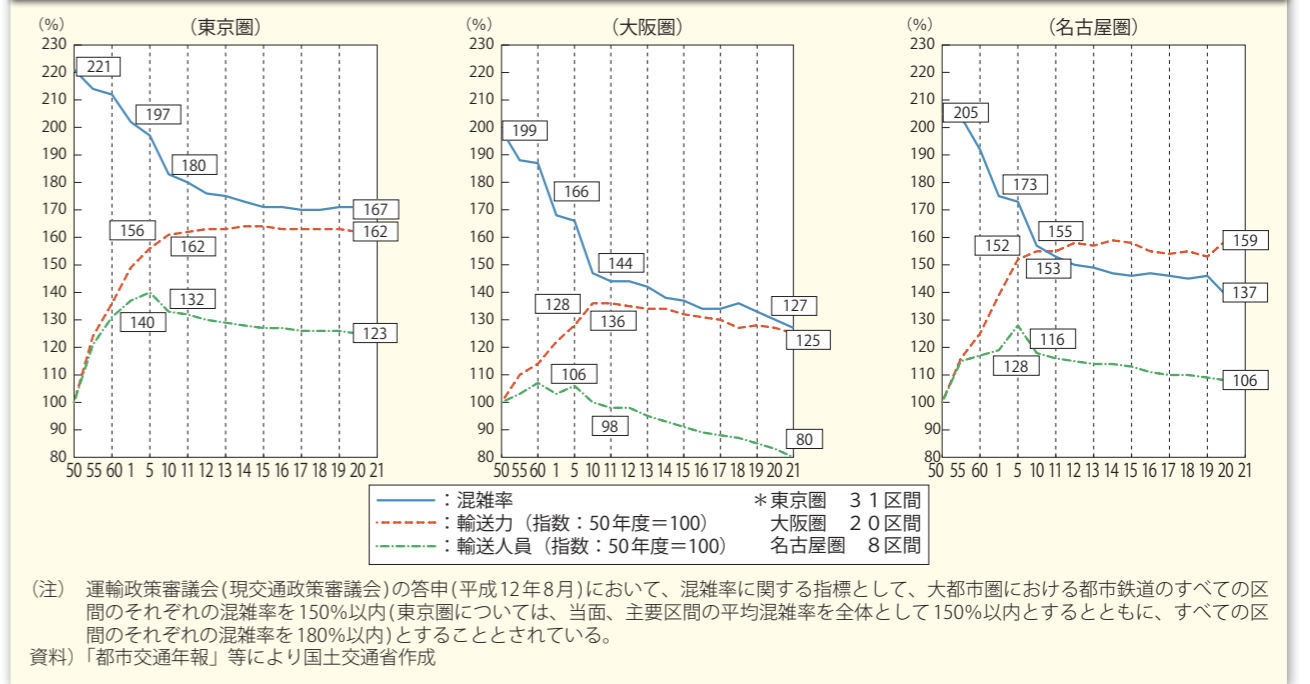
(4) 都市鉄道ネットワークの充実

都市鉄道ネットワークは、輸送力増強による混雑緩和を主眼とした整備が進められてきた結果、相当程度拡充されてきた。その結果、大都市圏における鉄道の通勤・通学時の混雑は少子高齢化の進展等と相まって低下傾向にあるが、一部の路線では混雑率が180%を超えるなど依然として高く、引き続き混雑緩和に取り組む必要がある。このため、特定都市鉄道整備積立金制度を活用した小田急小田原線複々線化工事や東急東横線改良工事を進めている。

また、既存の都市鉄道ネットワークを有効活用しつつ、速達性の向上や交通結節機能の高度化を図ることを目的とする「都市鉄道等利便増進法」を活用し、相鉄・JR直通線や相鉄・東急直通線等の整備を進め、利用者利便を増進するなど、都市鉄道ネットワークの一層の充実を図っている。

注1 都市又は地域レベルの道路交通混雑を緩和するため、道路利用者の時間の変更、経路の変更、手段の変更、自動車の効率的利用、発生源の調整等により、交通需要量を調整（＝交通行動の調整）する手法
注2 交通混雑緩和のため自動車を都市郊外の駐車場に駐車し（パーク）、鉄道、バス等の公共交通機関に乗り換え（ライド）、目的地に入るシステム
注3 一人一人のモビリティ（移動）が、個人的にも社会的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向）へ自発的に変化することを促す、コミュニケーション施策を中心とした交通政策

図表 II-4-3-2 三大都市圏の最混雑区間における平均混雑率・輸送力・輸送人員の推移（指数：昭和50年度=100）



図表 II-4-3-3 整備中の主な都市鉄道新線

事業者名	路線名	区間	開業予定
仙台市 鉄道・運輸機構（整備主体）	東西線	動物公園～荒井	27年度
	相鉄・JR直通線	西谷～横浜羽沢駅付近	27年度
	相鉄・東急直通線	横浜羽沢駅付近～日吉	31年度
大阪外環状鉄道（第三種鉄道事業）	おおさか東線	新大阪～放出	30年度
大阪高速鉄道	国際文化公園都市モノレール線	彩都西～東センター	24年度
大阪港トランスポートシステム	北港テクノポート線	コスモスクエア～新桜島	24年度

（平成23年3月31日現在）

(5) 都市モノレール・新交通システム・LRTの整備

少子高齢化に対応した交通弱者のモビリティの確保を図るとともに、都市内交通の円滑化、環境負荷の軽減、中心市街地の活性化の観点から公共交通機関への利用転換を促進するため、LRT等の整備を推進している。平成22年度は、熊本市電（熊本市交通局）において、ヒートアイランド現象の緩和、走行騒音の低減を図るため、軌道緑化事業が行われている。



(6) バスの利便性の向上

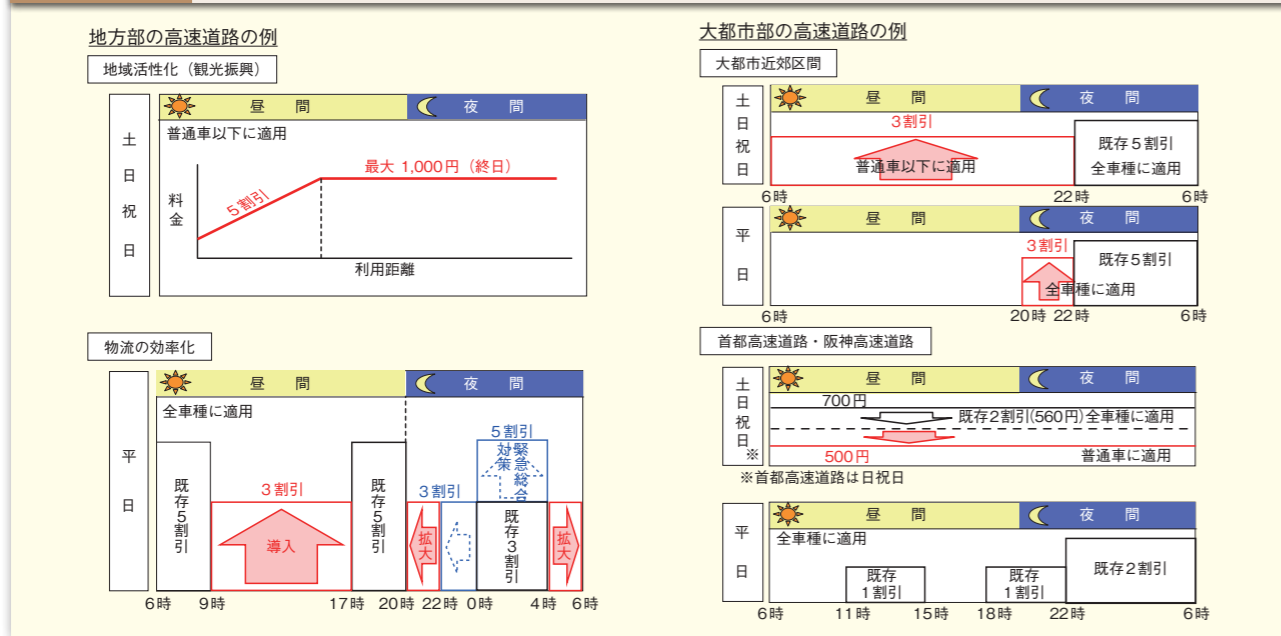
バスについては、バスを中心としたまちづくりを推進するオムニバスタウンの整備を始め、公共車両優先システム（PTPS）やバスレーン等を活用した定時性・速達性の向上、バスの位置情報を提供するバスロケーションシステム、円滑な乗降を可能とするICカードシステムの導入等を行い、利便性の向上を図っている。

(7) 既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化

①多様で弾力的な料金施策の実施

物流の効率化や地域の観光振興を図るため、高速道路の利便増進事業として、平日の全時間帯に3割引以上や、土日祝日に普通車以下を対象に終日5割引（上限料金1,000円）等を導入した。

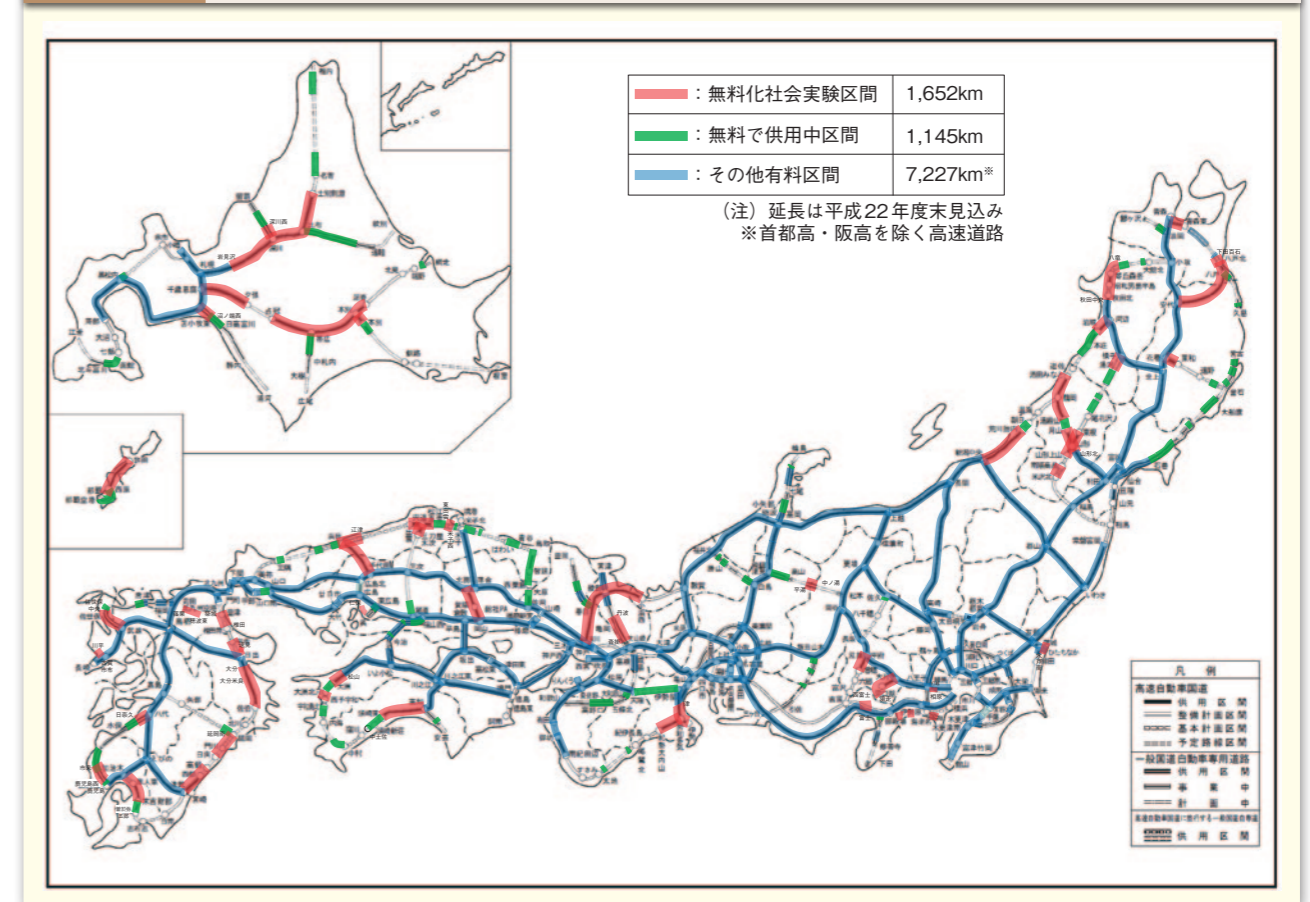
図表 II-4-3-4 高速道路利便増進計画における引下げ概要



②高速道路の原則無料化

高速道路を徹底的に活用し、物流コスト・物価を引き下げ、地域経済を活性化するための高速道路の原則無料化に関し、平成22年度は、全国の高速道路の約2割の区間（1,652km）で無料化社会実験を実施した。

図表 II-4-3-5 平成22年度 高速道路無料化社会実験 対象区間



③スマートインターチェンジの整備等の促進

高速道路までのアクセス時間の短縮、利便性の向上による地域経済の活性化や生活の充実、安全・安心の向上に向けて、スマートインターチェンジの整備等を促進している。

図表 II-4-3-6 スマートインターチェンジ周辺地域の開発誘発の例（静岡県・遠州豊田スマートIC）

